

令和7年（2025年）12月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 令和7年12月9日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和7年12月19日（金）

出席議員

1番 西村友一

3番 宮地忍

5番 大西瑞香

7番 奥村仁

9番 太田哲生

11番 近澤チヅル

13番 家崎仁行

2番 脇昭博

4番 岡村哲雄

6番 原隆伸

8番 樋口泰生

10番 瀧本攻

12番 入江康仁

14番 平野隆久

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

|               |         |         |         |
|---------------|---------|---------|---------|
| 町 長           | 尾 上 壽 一 | 副 町 長   | 中 場 幹   |
| 会 計 管 理 者     | 宮 本 忠 宜 | 総 務 課 長 | 水 谷 法 夫 |
| 財 政 課 長       | 上ノ坊 健 二 | 危機管理課長  | 家 倉 義 光 |
| 企 画 課 長       | 上 村 毅   | 税 務 課 長 | 直 江 憲 樹 |
| 住 民 課 長       | 世 古 基 樹 | 福祉保健課長  | 直 江 和 哉 |
| 老人ホーム<br>赤羽寮長 | 東 雅 人   | 環境管理課長  | 垣 内 洋 人 |
| 農林水産課長        | 高 芝 健 司 | 商工観光課長  | 岩 見 建 志 |
| 建設課<br>課長補佐   | 濱 田 耕一郎 | 水道課長    | 宮 原 優   |
| 海山総合支所長       | 玉 本 真 也 | 教 育 長   | 松 島 功 城 |
| 学校教育課長        | 直 江 仁   | 生涯学習課長  | 長 井 裕 悟 |
| 監 査 委 員       | 加 藤 克 英 |         |         |

職務の為出席者

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 上 野 隆 志 | 書 記 | 鶴 田 博 樹 |
| 書 記    | 源 口 晴 子 | 書 記 | 佐々木 猛   |

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

|             |             |
|-------------|-------------|
| 14番 平 野 隆 久 | 1 番 西 村 友 一 |
|-------------|-------------|

議事の顛末 次のとおり記載する。

**入江康仁議長**

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

また、井土建設課長が所用で欠席のため、濱田建設課課長補佐を代理出席させることを許可いたします。

---

**入江康仁議長**

それでは、本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきます。

また、定例会中に町長から追加議案の提出があったことから、12月16日に議会運営委員会で取扱いについてご協議いただき、本日の追加議事日程として取り扱うこととさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

---

**日程第 1**

**入江康仁議長**

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

14番 平野隆久議員

1 番 西村友一議員

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第 2

### 入江康仁議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長からの審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告を求めます。

宮地忍総務産業常任委員長。

### 宮地忍総務産業常任委員長

皆様、おはようございます。

令和 7 年 12 月定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、12 月 10 日、水曜日、午前 9 時 30 分から、第 1 委員会室におきまして、委員 6 名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、総務課、財政課、税務課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案 9 件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第 65 号 紀北町長及び副町長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、本会議での説明は近年の社会状況の変化に応じてということでしたが、この金額に設定した計算方法などを教えてくださいとの質疑に対し、県内の全市町に対し、聞き取りを実施し、金額などを参考にさせていただいたほか、近年の宿泊料の上昇状況や今後の見込み等をあわせ、総合的に金額設定をしました。具体的には、2025 年 4 月に C B C テレビがビジネス・シティホテルにおける 2019 年 3 月と、2025 年 3 月の比較宿泊料調査を実施しています。その調査では、東京では 1.77 倍の上昇、京都では 1.68 倍上昇していることが分かりま

した。この上昇率と他市町の状況や国、県の改正状況も踏まえ、金額設定しましたとの答弁でした。

次に、県内で一番金額の高い自治体と安い自治体を教えてくださいとの質疑に対し、県内で高い自治体は、四日市市、鈴鹿市、松阪市などで、宿泊先の都道府県にもよりますが、最高額で2万7,000円になります。県内で安い自治体は、明和町で県外1万2,000円、県内1万円になります。現在、金額の低い自治体については、今後、改正予定であることをお聞きしていますとの答弁でした。

次に、四日市市などの最高額での宿泊先は、東京になると思われますが、宿泊先の都道府県によって金額を設定しているのですかとこの質疑に対し、国は都道府県ごとに金額を設定しています。四日市市なども国と同様です。例えば、東京、埼玉、京都では2万7,000円という設定になっています。詳細に都道府県別で設定している自治体もあれば、当町のように、甲地方、乙地方に分けて設定している自治体もありますとの答弁でした。

次に、県内全市町ではなく、市を除く15町の実態調査をすればよいのではないですか。調査範囲が大きくなってしまうと、さらに各都道府県などに調査が拡大してしまうので、このような場合は、調査範囲を絞るなど、改めていただければと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、今回は、全市町に対して調査をさせていただきましたが、特に、町の部分を参考にさせていただきました。調査対象範囲に注意しながら検討していきますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第66号 紀北町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、職員に関して、これまで出張の際には苦勞されていたと思います。出張先にもよりますが、町村会館等、公務員のところを優先して宿泊するということになっているのですか。また、今回の改正で職員の持ち出しはなく、宿泊ができるようになるのですかとこの質疑に対し、職員は出張先によっては町村会館を利用する場合があります。また、出張先から少し離れてでも安い宿泊先を探している状況でしたので今回の改正に至りました。1万7,000円という金額については、この金額であれば、当面の間、対応できると考えていますとの答弁でした。

次に、ビジネスホテルは曜日によって金額が変動します。町村会館もイベント等が重なれば取りにくいので、職員は苦勞しています。仮に宿泊料が1万7,000円を超えた場合、町は

負担をするのですかととの質疑に対し、これまでもそうでしたが、この金額は定額ですので、仮に宿泊料が超えた場合は、本人が負担することになりますとの答弁でした。

次に、金額が収まるように、財政課で宿泊先の確保をすることはできないのですか。財政課で金額を設定した以上、本人負担が発生しないように配慮していただきたいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、財政課で宿泊先を確保することは難しいと思いますが、職員から相談があれば随時対応していきたいと思います。宿泊先を早めに予約するよう促すなど、対応できることはしていきたいと思いますとの答弁でした。

次に、出張する際は前もってホテルの予約はしていますかととの質疑に対し、出張先などが決まり次第、職員が予約をしますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第67号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、本会議での説明で、給料月額を平均3.3%引き上げると聞きましたが、若い方の部分の詳細と、50歳くらいの方の改定率はどのくらいですか。また、3.3%の根拠を教えてくださいとの質疑に対し、高卒の新規採用職員の場合、6.5%の引上げで20万300円になります。50歳くらいでは3%です。紀北町の一般職の給料表は1級から6級まで使用しており、国では1級から10級まで使用しています。3.3%については、国の基準で説明しました。一番高い改定率が6.7%、一番低い改定率が2.7%となっており、その平均が3.3%ですとの答弁でした。

次に、紀北町のラスパイレス指数は幾つですかとの質疑に対し、令和6年の調査で97.2ですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第68号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第71号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第72号 専決処分の承認を求めることについての審査を行いました。

初めに、総務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、財政課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

次に、議案第73号 紀北町道の路線変更についての審査を行いました。

委員から、こういった経緯で間違った地番になっていたのか説明をお願いしますとの質疑に対し、三重県において道路認定していた資料が誤っており、当時の建設課の確認不足もあり、誤った地番で道路認定したという状況です。三重県が認定していた段階で、誤った地番で道路認定をされていたという状況でしたとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第74号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、総務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、財政課所管分については、委員から、ふるさと納税について、当初予算が1億8,000万円、今回の補正が1億5,000万円で、合計3億3,000万円ということですが、人気の返礼品を教えてくださいとの質疑に対し、今回、寄附額が大きく伸びた要因である返礼品はサケです。ほかにイセエビなどの海産物や現地に来て宿泊していただくなどのソフト的なものも人気ですとの答弁でした。

次に、サケはどのような商品として出していますか。返礼品というのは地元で採れたものという認識ですが、そのあたりは大丈夫ですかとの質疑に対し、切り身の状態で出しています。地域外から原料を仕入れて製品加工されたものも認められていますとの答弁でした。

次に、農産物の返礼品もありますか。また、数量を限定して出している返礼品はありますかとの質疑に対し、トマトやトマトジュースなどがあります。トマトジュースなどは人気があり、生産が追いついていないと聞いています。また、渡利かきなども期間、数量を限定して出していますとの答弁でした。

次に、様々なポータルサイトがあると思いますが、どこが一番多いのですかとの質疑に対し、今回は、「さとふる」というサイトでの寄附受付が大きく伸びましたとの答弁でした。

次に、サイトによって手数料が違うと思いますが、「さとふる」はいかがですかとの質疑に対し、「さとふる」の手数料は12%です。配送手数料も含まれていますので、総合的に考えると他のサイトより割安となっていますとの答弁でした。

次に、地域活性化起業人や地域おこし協力隊がありますが、その関与、影響はいかがですかとの質疑に対し、令和7年4月より、地域活性化起業人を起用しています。PR分野での専門的な知識を持っていることから、ウェブサイトの分析、商品紹介の写真の更新、商品の課題等に対する事業者ヒアリングなどを行い、寄附額増加に非常に効果が出ていると感じていますとの答弁でした。

次に、高額納税に対する高級車などの高額返礼品に法令で規制がかかるようになると聞きますが、紀北町にも影響はありますかとの質疑に対し、現在のところ、そこまで高額な返礼品はないので、影響はあまりないと考えていますとの答弁でした。

次に、サケの返礼品について、事業者の製品規格があり、規格に合わない返礼品がよく出ると聞いていますが、ふるさと納税用の規格で製造してもらっているものもあるのですかとの質疑に対し、一般的なサケの切り身として出しているもの、形などが規格外のものがありますとの答弁でした。

次に、町から返礼品用の規格として、町独自のものを製造していただきたいということで製造してもらっていますかとの質疑に対し、返礼品については、事業者と町、お互いがよい方向に向かうように相談しながら決めていますとの答弁でした。

次に、規格に合ったものと規格外のものは、どちらが多く出ますかとの質疑に対し、規格外のものが多いですとの答弁でした。

以上のとおり、財政課所管分について質疑を終了しました。

次に、税務課所管分については、課長から追加説明の後、質疑に入り、委員から、委託料については一般財源となっていますが、県や国からの補助等はないのですかとの質疑に対し、補助等はありませんとの答弁でした。

次に、国会でも議論されている178万円の壁や所得控除額について、これらによる住民税への影響はありますかとの質疑に対し、今回の税制改正では、所得税について、基礎控除が48万円から58万円に引き上げられ、給与所得控除については、55万円から65万円に引き上げられました。それに伴い、非課税となる方が増えることも考えられることから、住民税についても多少の影響が出てくるのではないかと思いますとの答弁でした。

以上のとおり、税務課所管分について質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分については、委員から、漁港管理費の海岸保全施設整備事業で、一般財源が180万円減額になっている理由をお聞きしますとの質疑に対し、漁港管理費の一般財源の減額については、矢口漁港に係る海岸保全施設整備事業の財源更正によるものです。こちらについては、令和5年度と令和6年度の事業精算に伴い、合併特例債に不用額が生じたことから、今回財源更正するものです。令和5年度の不用額は海岸保全施設整備事業での10万円、令和6年度の不用額は海岸保全施設整備事業での10万円と、農林水産課の事業ではありませんが、児童発達支援施設整備事業での不用額が160万円、合計180万円となっており、今回、矢口漁港のほうに財源更正として充当するということになっていますとの答弁でした。

次に、児童発達支援施設整備事業は全然違う科目だと思います。幾ら予算的なものを見ても、このような組み替えがたくさんされているので分からないわけです。関連したところのものであればよいですが、これは福祉保健課の事業ではないのですかとの質疑に対し、福祉保健課の事業となっていますとの答弁でした。

次に、それは令和6年度に福祉保健課で余っているのは確認できますかとの質疑に対し、財政課からはそのように聞いていますが、申し訳ございませんが、他課の町債になりますので把握はしていませんとの答弁でした。

ここで、町債については、財政課が担当であることから財政課長の出席を求め、財政課長から、合併特例債については発行可能額というものがあり、この金額が82億6,450万円と決まっています。また、合併特例債は、充当率が95%、交付税算入率が70%という、かなり有利な地方債になります。そういったことから、やはり使い切ることが前提になり、たまたま福祉関係の事業費が下がったということで、合併特例債の発行の枠が空いてきました。合併特例債を充てることが可能な枠というのが出てきたものですから、今回、海岸保全施設整備事業のほうに使い切るような形で充当させていただいたということになりますとの答弁でした。

次に、民生債というのはどういう意味なのですかとの質疑に対し、財政課長から、地方債のいわゆる限度額を設定する中での大きなカテゴリーの枠の分類があり、その中に民生債があります。この民生債は、児童発達支援施設の関係で合併特例債を充てるという判断をしましたので、民生債の中に入っていたということです。今回の場合は、農林水産業債のほうの分類になってきますが、そのときの決算の民生債というのはそういうことだと思いますとの答弁でした。

次に、児童発達支援施設整備事業の160万円が、令和6年度の決算では不用額に上がって

いるか確認できますかとの質疑に対し、これも財政課長から、160万円は不用額として上がっていますとの答弁でした。

次に、事業によっては、課をまたいで予算を上げたり、いろいろな仕組みがあり、幾ら見方を勉強しようとしても難しいわけです。財政は財政の組み替えをするから分かりますが、農林水産課長でさえ説明できていません。やはり分かりやすいように、これからは前段の説明もいると思いますが、いかがですかとの質疑に対し、これも財政課長から、委員がおっしゃるとおりで非常に分かりにくいものですから、できるだけ分かりやすいような形で説明するように努めていきたいと思いますとの答弁でした。

次に、農林水産課に福祉関係のものを持ってきたということは、農福連携の関係ではないのですかと質疑に対し、財政課長から、事業の連携ではありません。合併特例債を使い切るために、海岸保全施設整備事業に使わせていただくということですとの答弁でした。

以上のとおり、農林水産課所管分について質疑を終了しました。

次に、商工観光課所管分については、まず、課長から追加説明として、本会議の説明に加えて、きいながしま古里温泉のこれまでの経緯をもう一度説明します。古里温泉より、令和7年5月16日、湯船に浮遊物が浮いている旨、連絡をもらい、業者と相談しながら機器の状況を確認し、6月10日、ろ過機五方弁に異常が見られるため取替えを行ったが、浮遊物が浮く状態が続き、6月13日より休業の措置を取りました。その後、ろ過機のろ材交換を行い、施設管理者との協議の中で、源泉タンクに数年前に設置した油吸着用の吸着マットが一部流出しており、配管内に流れ出て、配管に付着した繊維状のものが流れ出ているのではないかとことが判明しました。その後、機械室内の配管にフィルターを新たに設置、源泉タンクから機械室までの配管に給水を行い、洗浄、源泉タンクから機械室までの間、機械室から浴槽までの間の配管を新たに施工し、これにより、最初の湯張りの段階では浮遊物がほとんど見られなくなりましたが、壁の中や地下の配管の浮遊物は除去しきれない状態が続きました。その後、機械室の配管から給水を行い、地下や壁内の配管の洗浄を試みたところ、繊維状の浮遊物は減少していったので9月3日に営業を再開しましたが、循環ろ過機能に不具合が生じ、9月6日、営業を再び停止しました。その後、浴槽を高圧洗浄機で洗浄、浴槽の湯のオーバーフローを円滑にするため、一部タイルを切る施工を行い、浴槽への給水、循環ろ過、排水を繰り返し、配管内に残る繊維物を徹底的に時間をかけて排出する試みを続け、10月22日に営業を再開しましたが、翌23日にお客が多く入った後の皮脂汚れのような浮遊物が多く発生したため、再び営業停止としました。また、浴槽からの漏水や源泉に濁りが発生し

たため、源泉タンクを清掃し、11月13日、夕方から源泉タンクに湯をため始めたが、14日、源泉ポンプが故障した状態になりました。新たに、ろ過機の施工専門業者に11月26日に来ていただき、循環ろ過機能に問題がないか現地調査を実施しましたとの説明があり、その後、質疑に入り、委員から、修繕料のうち温泉施設管理運営事業の内訳を教えてくださいとの質疑に対し、温泉施設管理運営事業263万4,000円の内訳については、配管等修繕工事109万6,750円、外部販売水栓等取付修繕工事11万7,854円、機械室配管修繕工事14万7,271円、機械室配管チェッキ弁取付修繕工事13万7,885円、浴槽内配管修繕工事3万5,596円、浴槽タイル修繕工事12万780円、自動残塩装置薬注ポンプ交換修繕工事13万7,500円、循環ポンプ等修繕79万5,729円、自動残塩装置測定槽部入替修繕工事4万4,000円、合計263万3,365円ですとの答弁でした。

次に、この金額は既に使用した金額ですかとの質疑に対し、今回計上しました修繕工事費は、既設予算の高熱水費から流用して、緊急的に行った工事について補正予算として計上しています。緊急に修繕工事を行った経緯については、古里温泉の早期再開という思いから、これまで修繕を重ねてきた結果です。修繕によって改善された部分、改善されなかった部分がありますが、一刻も早い再開のために緊急で実施しましたとの答弁でした。

次に、薬品注入ポンプは今回交換する必要性があったのか、また、五方弁は、なぜその弁が悪いという結論に至ったのか、業者の点検報告、その前段階の古里温泉管理日報などの資料を見せてもらわないと分かりません。結果が出なかったら、その原因究明を行い、使用できるようにするのが業者です。業者の言いなりになってはいないですかとの質疑に対し、薬注ポンプに関しては、塩素の注入を行うものであり、これが注入できないと浴槽内の殺菌ができず、温泉の運営ができない状態となるため、速やかに交換する必要があるとして修繕を行いました。また、五方弁については、業者より不具合のため交換しなければならないとの報告を受け、交換しましたとの答弁でした。

ここで、委員から、見積書、点検結果報告書、修繕結果報告書、修繕箇所の写真等、修繕の内容が分かるもの及びこの3年間で実施された修繕にかかった費用が分かる資料の提出依頼があり、資料の提出を求めました。

提出を求めた資料のうち、修繕に関する資料が提出され、課長から、9件の修繕工事等の内容について説明があり、その後、質疑を再開し、委員から、きいながしま古里温泉外部販売水栓等取付修繕工事について、外部販売している温泉水の売上げはどの程度ですか。また月にすると何Lぐらい需要があるのですかと質疑に対し、令和6年度で年間約9万円の売

上げがあります。業務用、一般用がありますが、月に約3,000 Lの量が販売されていますとの答弁でした。

次に、この施設は赤字にもかかわらず今まで料金を変えていません。需要があればそれに応えるべきですが、赤字であれば利用者に負担してもらうなど、何とか古里温泉を盛り上げていかないといけないという意識が生まれると思いますが、どのように考えていますかとの質疑に対し、今後の料金改定について課内で検討しているところで、近隣の温泉の状況等も考慮したいと考えています。また、工事費等の費用面もかなりかかっていますので、経常経費に対して温泉の利用金額がどうかという点や物価高で消耗品等の料金も値上がりしていることも踏まえて、再度検討していきたいと思いますとの答弁でした。

次に、古里地区は民宿が多いので、団体客の場合、大体夜8時半頃まで民宿内で過ごすことが多いと思います。古里温泉をもう少し遅い時間まで営業することで売上げにも期待できる可能性があります、いかがですかとの質疑に対し、利用時間の延長についてそういった声もいただいています。温泉の運営は古里区に委託していますので、委託先とも協議しながら今後検討していきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、浴槽内の残留塩素の検査結果についての報告は管理日報に記載されていますか。薬注ポンプを交換したのは状態が悪かったから交換したのだと思います。どのように悪かったのかは管理日報に残留塩素濃度を記載する欄がありますので、それを見ればどのような状態で交換に至ったのかが理解できると思います。また、温泉のポンプは2年に1回交換していますが、業者の言いなりでやっているのではないかという不安が生じます。全て検証してメーカーとの対応をしていただきたいと思います、いかがですかとの質疑に対し、塩素濃度に関しては職員が1日4回測定し、それを日報に記載するようになっています。残塩装置が壊れたときの日報は確認していませんが、日報には記載するようになっています。源泉ポンプの工事に関しては、今回も引き上げ、ポンプのモーターの調整もする予定です。できるだけ部品については長く使用できるように業者のほうにも伝え、できるだけお金のかからないようなことを相談していますとの答弁でした。

次に、古里温泉の現状について、住民にも来訪者にも期待を裏切るような結果になっていますので、早く解決してほしいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、今回長期にわたって休館する事態になってしまい申し訳なく思っています。11月26日に新たに温泉の業者に来ていただき現状調査をしています。その調査結果に基づき、12月19日に配管洗浄、12月22日に源泉ポンプの改修をさせていただきます。早急に営業が再開できるように努力してい

きたいと思いますとの答弁でした。

次に、利用者の中で町内と町外の割合を教えてくださいとの質疑に対し、令和2年度に温泉関係の調査をしたときの資料によると、町内が3割、町外が7割となっています。アンケート調査は、調査期間が令和2年11月16日から12月15日までの間、103名の方に調査した結果の数字ですとの答弁でした。

次に、毎年多額の修繕費がかかっており、2年に1回のポンプの取り替えも必要だと聞きましたが、古里温泉は何年に開設しましたか。これから将来にわたって2年に1回、これぐらいの費用がかかるとなると、このまま継続していくのか近い将来に考えるべきではないですか。温泉施設をなくすよう言っているのではなく、源泉ポンプのくみ上げをやめ、ボイラーで湯を沸かしたものを湯船に送り、温泉のもとを入れたら、十分地域の方のためには役立つと思いますので、そういうことも含めて検討していただきたいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、平成8年から営業を開始しています。外国製のポンプを使用していることで金額が高額になっています。源泉井戸自体は1,500mほどありますが、ポンプ自体は地下900mぐらいから上げており、その深さと温泉の泉質によって日本製では難しいという話を聞いています。ただ、最近は日本製の良いものが出てきたという話も聞きますので、そこを勉強しながら、安いポンプがないかも探っていきたいと思いますが、厳しい状況は厳しい状況です。観光担当としては、温泉はかなり魅力的なコンテンツです。古里温泉は泉質も好評で、良い湯が出るため、できるだけ費用をかけないような方法やお客様を呼び戻すような施策で対応していければと思いますとの答弁でした。

次に、今の利用料金は500円ですか。800円なり1,000円にすれば単純計算で黒字になるような気がします。引き続き運営できるよう、どうやったら黒字になるかを検討いただければと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、利用料金は520円です。料金を上げるようなことも検討していますとの答弁でした。

次に、課長はポンプの交換時に立会いをしていますか。ポンプを交換する工事は約1,000万円から2,000万円の間でやっていますが、新しいポンプは事前に用意していて、普通はそれを確認して、ポンプを上げた時にそのポンプの悪かった部分を分解し、こういうところが悪かったと言いながら改善していくのが改善策だと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、ポンプを上げる途中の工事の確認は行っていますが、2年前の更新の時には、新しいものとの交換の際の立会いはしていなかったと思います。工事が終わった時には確認しています。工事の途中経過や修繕の内容等について、もう少し私も注視して、今後はやっていき

いと思います。また、できるだけ改善を進めていきたいと思っていますとの答弁でした。

以上のとおり、商工観光課所管分について質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、課長から追加説明の後、質疑に入り、委員から、工事請負費265万1,000円について、民家に石が落ちてという説明がありましたが、民家の場所とどういう状態で石が落ちてきたのかを詳しく教えてくださいとの質疑に対し、長浜地区の引本醤油があるところから、少し引本寄りになりますが、理容院があるところから上がっていく避難路があり、町有地の広場が避難場所になっています。その場所の土砂が崩落しましたとの答弁でした。

次に、これは避難路から石が落ちたということですかとの質疑に対し、避難路が崩れたわけではなく、避難路から上がってきた避難場所になっている広場のところが崩れましたとの答弁でした。

次に、避難路の整備事業と書いていますが、避難路は整備する必要はないのですか。石が落ちた屋根などを整備するための予算ですかとの質疑に対し、避難路に関しては、今のところしっかりしていますので整備する必要はありません。避難場所で広場になっているところを整備する予算となります。このままでは、また崩落する恐れがありますので、コンクリートの吹きつけをし、土砂撤去等の応急処置をしています。民家の屋根に乗った部分については修繕費の中に含まれており、屋根の修繕もさせていただきましたとの答弁でした。

次に、落ちてきた石はどこから落ちてきたのですか。また、治山で県費にて工事を行うものではないのか。なぜ、町費でしなければいけないのかお聞きしますとの質疑に対し、広場になっているところの、急傾斜のような感じになっている、のり面のところの石が崩れました。崩れたところは、町有地となっており、避難場所ということで町の予算で執行しましたとの答弁でした。

次に、確認ですが、町有地に大きい石があって、その石が崩れてきて民家の屋根にぶつかったという理解でよろしいですかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

次に、大きな石がそういうところにあったということですが、危機管理の立場としてその石をよける必要があるなど、そういう認識はなかったのですかとの質疑に対し、この場所に関しては、今まで崩れてきたこともなかったもので、確認不足であったかもしれませんが、雨で崩れてしまいましたので対応をさせていただいていますとの答弁でした。

次に、長島地区についても避難所をいろいろ見たことがあり、地震が起こったら石が転がってきて、避難する人は大変なことになるようなところを随分見てきました。それを片づけ

るという認識がないような感じを受けますので、そのあたりの認識をもう少し慎重に考えて、このようなことがないように対応していただきたいと思います。いかがですかとの質疑に対し、各自主防災会とも連絡を取り、そういうところがあれば現地に行き確認しています。また、令和6年7月から防災等見守り支援員を採用して、避難路等の点検、小修繕などを行っているところです。毎日、防災等見守り支援員が各避難路を点検していますので、そこでおかしなところがあれば、修繕、整備できるような体制をとっています。今後も、防災等見守り支援員の活動を含めて、気をつけて避難路の点検等を行っていき、各自主防災会とも協力して避難路の整備に当たっていきたいと思いますとの答弁でした。

以上のとおり、危機管理課所管分について質疑を終了しました。

次に、水道課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、反対討論はなく、賛成討論として、反対したいところですが、今後、新たな面が見られると期待して賛成討論とします。この賛成討論に応じて、一般質問では丁重な答弁をお願いしたいと思います。もって賛成いたしますとの賛成討論がありました。

採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第78号 令和7年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についての審査を行いました。

委員から、水道料金の基本料金減免を実施する期間は何月分が対象となりますかとの質疑に対し、水道料金の基本料金の減免については、9月補正にて認めていただいて、12月請求分にて実施します。10月、11月の使用分を12月に請求しますので、10月、11月に使用した水道基本料金の減免となりますとの答弁でした。

次に、国会にておこめ券の配付等に利用できる交付金の話があり、水道料金の減免にも活用できるようですが、水道課として要望していますかとの質疑に対し、物価高騰対策の交付金かと思いますが、水道課としては要望していませんとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された9案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

**入江康仁議長**

これで、総務産業常任委員長の報告を終わります。

---

**入江康仁議長**

ここで、10時45分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 29分)

---

**入江康仁議長**

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 45分)

---

**入江康仁議長**

次に、教育民生常任委員長から報告を求めます。

近澤チヅル教育民生常任委員長。

**近澤チヅル教育民生常任委員長**

令和7年12月定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、12月11日、木曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員7名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、老人ホーム赤羽寮、環境管理課、学校教育課の各課長、寮長及び職員の皆様であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案8件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第63号 紀北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の審査を行いました。

質疑に入り、対象年齢6か月から3歳、預かり時間は10時間、保護者の対象制限はないと聞きましたが、条例の中には載っていなかったように思いますが、どこに明記されています

かとの質疑に対し、対象年齢は子ども・子育て支援法の規定です。預かり時間については、法律ではなく、国からの通達です。保護者の対象制限については、条例で制定されていないとの答弁でした。

預かり時間10時間の詳しい説明をお願いしますとの質疑に対し、保育園等により取決めをすることになりますが、月に10時間の利用ができ、月曜日1時間、火曜日2時間という利用も可能ですとの答弁でした。

さらに、対象保育所は手挙げ方式だと答弁でありましたが、規定を守れるところが乳児等通園支援事業所になると思いますが、町内でどれくらいの保育所が手挙げするのか予想がついていますか。紀北町はほとんど待機児童がない状況だと思います。大抵は保育所に預ける方が多いと思いますが、事情で預けられないという方を対象にこの条例を作ったという認識でいいですかとの質疑に対し、今のところ町内での目安は特に立てていません。令和8年度の保育園児数が決まってくると、大抵保育士数も決まってくるとしますので、そこで余裕のある保育所が手を挙げてくれるのではないかと推測しています。この条例は国の方針によるもので、国から一律に実施するように言われています。委員がおっしゃっているのは一時保育という別の事業で、保護者の病気や冠婚葬祭などの理由があるときに該当します。この条例では「誰でも通園」といい、理由を問わず利用できるもので、少し性格が違うものになっていますとの答弁でした。

さらに、質疑が続き、国で決まったことを条例化したけれども紀北町で当てはまるのかどうかはまた別という認識でいいですかとの質疑に対し、国の制度で条例化しましたが、一時保育か「誰でも通園」にするかは保護者の選択になりますとの答弁でした。

#### **入江康仁議長**

近澤議員、ここ「制限」を「制定」と言いました。意味が違ってくるので、訂正だけお願いします。

#### **近澤チヅル教育民生常任委員長**

失礼いたしました。最初の答弁のところで、「法律ではなく、国からの通達です。保護者の対象制限については、条例で制限されていません」が正しいので訂正いたします。

それでは、議案第63号については、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第64号 紀北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の審査を行いました。

条例のタイトルに「特定」がついており、本会議での答弁では事業者を受けるための条例制定だと説明がありましたが、再度お聞きしますとの質疑に対し、議案第63号のほうは、「認可の条例」と言われており、職員配置や施設の面積等、施設や事業が目的に合った基準を満たすかを審査します。その後、この64号は、「確認の条例」と言われており、利用定員や情報公開等の規定の基準を満たし、町の給付対象施設かを審査する条例となっています。2段階の審査があり、この確認を受けたほうの施設が「特定」がつきますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第69号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第74号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、福祉保健課所管分については、まず課長から追加説明として、子どものための教育・保育給付費負担金94万8,000円は、児童保育事業の前年度分の精算による追加交付です。また、紀北広域連合精算金1,478万9,000円は、令和6年度の紀北広域連合の精算金です。

次に、歳出、紀北町社会福祉協議会助成事業119万4,000円の増額は、海山支所相談室のエアコンが故障したことによる修繕費40万7,000円と、本所2階フロアカーペット張り替え工事において、人件費等の高騰により事業費が上がったことによる、紀北町負担分3分の1の8万3,000円、社会福社会館外壁塗装等改修工事70万4,000円によるものです。紀北町社会福社会館については、昭和53年2月に完成していることから外壁の劣化もあり、長寿命化等の理由から工事を行うものです。このたび、社協から申請していました日本財団の補助の内示があったことから、今年度工事の施行を予定するものです。工事請負費は983万7,300円、設計監理費72万4,900円、事業費の合計が1,056万2,200円となりますが、日本財団の補助率が

80%で、残りの費用を社協と町、紀北作業所分場瑠璃ヶ浜が入っていることから、広域連合で3分の1ずつとして、町負担を70万4,000円で計上させていただいております。

次に、紀北広域連合運営事業510万5,000円の増額は、主な理由として、人事院勧告による人件費の増、子ども・子育て支援法等の一部改正による、人事給与システム改修費の増等によるものです。

次に、障害者補装具給付事業456万3,000円の増額は、給付費の増額によるものです。今年度は、特に高額となる電動車椅子や下肢補装具等の給付が多く、また、今後も給付が予定されていることから増額させていただくものです。積算につきましては、9月までの支給実績額を基に、支給を予定されている高額補装具分を加えて積算しています。

また、老人福祉費の地域支援事業（介護予防）144万1,000円、地域支援事業（生活支援体制整備事業）126万7,000円は、どちらも前年度事業の精算による、紀北広域連合への地域支援事業受託事業収入の償還金です。

次に、放課後児童クラブ対策事業1,371万6,000円、出産・子育て応援給付金事業33万4,000円、児童保育事業217万1,000円、児童手当等支給事業180万2,000円の増額は、前年度事業の精算による、国、県補助金の償還金ですとの説明があり、その後、質疑に入り、障害者補装具給付事業について、当初の300万円にプラスして、今回補正で456万3,000円と、当初より多く出ています。この傾向は、補装具が必要な高齢者が増えたということですか。なぜ増えたのか推測はしていませんかとの質疑に対し、障害者手帳の申請が極端に増えていることもなく、例年実績は200から300万円で推移しており、今年度たまたま増加したものかと思えます。高額な補装具では、電動車椅子がオーダーメイドで1台約80万円、下肢装具も1件30万円とかかるので、これらが今年度集中したのが影響しているかもしれませんとの答弁でした。

オーダーメイドで補装具を作ると、その人しか使えませんが、それに対して補助していくということですか。給付の上限はないのですかとこの質疑に対し、例えば耳の悪い方が補聴器を作りますが、病院等で調整してその人に合ったものを作ります。貸出しではなく、その方に給付するのがこの事業です。医師の意見書と業者の見積書を県の機関にて審査し、そこで認定がされれば給付対象となります。所得に応じて違いますが、基本は1割負担で、非課税は全額給付となります。基準額も定められており、それ以上は自己負担が発生することもありますとの答弁でした。

今年度はそういう方が多かったという理由ですかとの質疑に対し、どのような補装具がど

れくらい申請があるかなかなか想定しづらいので、今回は補正予算とさせていただきましたとの答弁でした。

さらに続きまして、児童福祉総務費の放課後児童クラブ対策事業の1,371万6,000円は、前年度の返還金ということですが、実際予定していた何の事業にあたっていたか分かれば教えてくださいとの質疑に対し、この補助金は、基本、追加交付がないので多めに申請しています。実績の主な要因として、放課後児童クラブ補助金の中で、障害児受入事業や送迎支援事業、放課後児童支援員等処遇改善事業、障害児受入強化推進事業というものがあり、それを最大4クラス分の国の基準額の上限額で申請していましたが、実際は3クラスとなり減額したものや、支出額がその基準よりも下回ったものがあることから、返還金が生じていますとの答弁でした。

放課後児童クラブの事業者が、年間の実施予定を立てて予算に反映するというよりは、もう決められている条件までを先に予算を取っておいて事業を進めていくというようなやり方をしているので、こうなるという理解でよろしいですかとの質疑に対し、この事業はそのようなやり方で補助金申請していますとの答弁でした。

以上のとおり、福祉保健課所管分について質疑を終了しました。

次に、老人ホーム赤羽寮所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、環境管理課所管分について、まず課長から追加説明として、じんかい処理費の補正です。令和7年度の東紀州環境施設組合負担金、総額1億7,092万5,000円のうち、工事請負費分の1億4,218万6,000円のうち、1億660万円を一般廃棄物処理事業債として財源充当させていただくものです。なお、起債の充当率は事業費の75%で、交付税算入率は30%ですとの説明があり、その後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、学校教育課所管分については、まず課長から追加説明として、教育費補助金8万円の増額理由ですが、就学奨励認定者の増により、国への補助金の増額申請をしたことにより、今回、予算計上を行いました。

次に、歳出、小学校費、特別支援学級児童介助教員設置事業399万3,000円の増額理由ですが、介助員が2名増員となったことにより、人件費を精査し、不足分を計上しました。当初16人から2人増え、18人です。小学校校舎等施設営繕事業67万3,000円の増額は、西小学校3階の児童用女子トイレの便座の破損と配管の壊れ、職員用女子トイレの配管の壊れと受水槽の緊急対応修繕工事を行いました。予算については、既設予算と不足分を流用し、かかった費用を今回補正予算計上しました。補正額の財源内訳で、補正額の一部を特定財源ふるさ

と応援基金を計上しています。

次に、中学校費、特別支援学級生徒介助教員設置事業632万1,000円の減額理由ですが、介助員が2名減となったことにより、人件費を精査し、減額分を計上しました。当初8人から2人に減り、6人です。中学校校舎等施設営繕事業64万2,000円の増額理由ですが、紀北中学校の保健室の給湯配管の地下埋設部分で漏水が発生し、緊急対応修繕工事を行いました。予算については、既設予算と不足分を流用し、かかった費用を今回補正予算計上しました。補正額の財源内訳で、補正額の一部を特定財源ふるさと応援基金を計上しています。

教育振興費、特別支援学級に在学する生徒の就学奨励事業16万円の増額理由ですが、生徒の就学奨励認定者の増により、不足分を今回予算計上しましたとの説明があり、質疑に入り、小中学校の特別支援学級児童介助教員設置事業で、本会議でも配置変更によると説明を受けましたが、中学校では632万1,000円の減額に対し、小学校は399万3,000円の増額と金額が大幅に違いますが、その点についてお聞きしますとの質疑に対し、今回の補正は、小学校の介助員を2名増員し、中学校の介助員を2名減らす配置転換を行ったことによる補正です。本来であれば、同額での増額と減額の補正になるところですが、介助教員と介助員で報酬などの金額が違うこともあり、それぞれ精査を行い、中学校分は不用になった金額を減額しているため差が出ていますとの答弁でした。

事業名は特別支援学級児童介助教員設置事業ですが、この事業の中に介助員も含まれていますか。介助員と介助教員の仕事の違いはどんなところですかとの質疑に対し、含まれています。介助教員は、教育職員免許を持っていて、担当児童生徒の学習面、生活面の両方のサポートを行うことができます。介助員は、主に学校生活での身の介助などを行っていますとの答弁でした。

続きまして、教育振興費の学校・家庭・地域の連携協力推進事業の報償費について、事業の内容と補正理由の説明をお願いしますとの質疑に対し、学校での環境整備や授業補助など、1限単位で行う事業が当初予定していた回数よりも増えたことによる増額補正ですとの答弁でした。

以上のとおり、学校教育課所管分について質疑を終了しました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第75号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第76号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第77号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された8案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

#### **入江康仁議長**

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

続きまして、さきの9月議会定例会において継続審査となっておりました、令和6年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定外4件について、決算特別委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

瀧本攻決算特別委員長。

#### **瀧本攻決算特別委員長**

それでは、決算特別委員会に付託された案件について、審査経過並びに結果についてご報告申し上げます。

令和7年9月議会定例会において、決算特別委員会に付託されました令和6年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、各会計の決算認定案件について、去る10月22日と24日に審査を行いました。

それでは、認定第1号 令和6年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、審査経過と結果についてご報告いたします。

まず、議会事務局所管分について、共済費1,425万3,167円のうち議員分が108万5,000円あるという質疑に対して、ご指摘のとおり、これは過去に今までもらっている人と、また配偶者がもらっている人、元職で7名、配偶者で7名ということです。お子さんはいません。一

親等であっても。遺族についてはそういうことでございます。

次に、総務課所管分について質疑がありました。

#### 入江康仁議長

瀧本議員、先ほど金額108万5,000円と言いました。

#### 瀧本攻決算特別委員長

数字を言い間違えたようです。議員関係の分で1,085万6,000円ですね。すみません。

決算書36ページ、4節共済費の不用額について説明をお願いしますという質疑がありました。共済費の不用額823万、万で切ります。総務課の不用額については822万円で、主な不用額の内容は、職員分の基礎年金に係る負担金であります。令和7年2月に通知があり、約6%負担割合が下がったことにより約120万円、実績により約150万円、会計年度任用職員の労働保険の各課からの支出更正により約130万円の不用額が生じたという答弁でございました。

それから、委員から休職等で休まれる方の給料はどうなっていますか、また、人事評価の結果について、給料に影響が出ているかという質疑がありました。休職で休まれている方の給料については、育休など休まれている内容により支給要件は異なりますが、共済組合などから給付されています。人事評価については、本町では給料への反映は実施しておりません。勤勉手当に反映していますとの答弁でございました。

次に、財政課所管分について、課長から追加説明として、お手元に配付しました全体の決算資料がございましたけれども、これをご覧いただきたいと思います。

令和6年度では約7億円ぐらい余っております。それは、結局、一般会計と特別会計を含めてです。一般会計では6億円ぐらい余っております。だから、プライマリーバランスは大体一般会計では3億円ぐらい余ってということでございます。余った分が前年度の繰越しの、令和5年度ですね、繰越しを入れて6億円余るので、その6億円超えた分を半分、次の令和7年度に繰り越し、その半分は財政調整基金として積み立てるということになっております。この表についてちょっと表を出させてもらったので。

それから、庁舎や支所の清掃は入札で行っているかという質疑に対して、入札で行っているということでございました。日常の清掃については、シルバー人材センターの方に実施していただいておりますという答弁でございました。

それから、海山環境衛生に対する令和6年度の支払い状況について、件数は118件と報告をいただきましたが、浄化槽の数ですかという質疑に対して、浄化槽の数ではありません。

支出した件数になります。これは海山環境衛生とクリーン長島のいわゆる支払状況の書類を添付しておりますので見ておいてください。それから、点検等も118件の中に含まれていいますかという質疑に対しまして、そのとおりですという答弁でございました。

役務費の不用額527万円は、予算残額が大きいですが、理由をお聞きしますとの質疑に対し、この役務費の527万円については、主に紀北町から債権者などに振り込みます公金振込手数料が主なものです。というのは、三銀のいわゆる資金シフトの手数料が安くなったということです。前、262円だったのが恐らく相当安くなった。262円高いですね。これはやはり第三銀行と三重銀行が合併して三十三銀行になったためだと思います。

次に、河合線の乗車率及び地域間幹線の海山長島線と島勝線の乗車率等は路線改編……

#### 入江康仁議長

瀧本議員、説明のときに課が変わったら、企画課所管分とか付け加えていただいたら。

#### 瀧本攻決算特別委員長

今のは企画課です。すみません。

河合線の乗車率及び地域間幹線の海山長島線と島勝線の乗車率等は路線改編による変化がありましたか、また海山バスセンター待合室負担金は毎年あるのですかとの質疑に対して、河合線の乗車率は1日5名ほどとなっております。今後、路線の改編について、地区との調整や調査を行い、地域公共交通会議で検討していきたいと考えておりますという課長からの答弁でございました。海山バスセンターの待合室については、改編に伴い乗り継ぎが発生することとなり、バスセンターの待合室についても整備をさせていただいておりますという答弁でございました。

フロントヤード改革モデル事業、書かない窓口として実施していますが、高齢化率が高いこの地方で高齢者の方がスムーズにできるようになっているのか、何名ぐらいの方が利用しているのかという質疑に対して、フロントヤード改革モデル事業導入後の状況ですが、各証明書の発行は従来どおりの窓口での利用、コンビニでの利用、今回導入したららくらく証明発行窓口での利用があります。9月末の実績であります、紙での利用が506人、コンビニでの利用が182人、らくらく証明発行窓口での利用が54人との答弁でございました。

パソコンについて、将来的にシステムが変わってくるのでどういうふうに町が考えてみえるのかという質疑に対して、パソコンについてはウィンドウズからクロームブックに移行させていただいております。そちらのほうが将来的に経費が安くなると考えて、そういうふうに進めさせていただいておりますという答弁でございます。

再度、将来的に更新やシステムが変わるなど契約料金が上がるような目途は、今後5年ぐらいいはないと考えてよいのですかとこの質疑に対して、未来のことは分かりませんが、現時点で予算編成の際にはできるだけ安く済むように最善の選択を進めて行いたいという答弁でございました。

決算書の13ページ、町税、収納率、収入済額も上回って、全ての率が上昇しているの、大変努力されたのだと思いますが、今回特別に行ったことについて伺いますという質疑がありました。収納率の上昇については、業務としては例年と同じような業務を行っています。こちらのほうは、昨年度徴収係の職員がかなり努力をして、滞納者の方にも厳しい姿勢でかつ丁寧に対応したことで、ほとんどの税目で収納率が上がっていると思っております。昨年、三重地方税管理回収機構に派遣されていた職員が法的な知識を持ち帰り、還流されています。そういういわゆる回収機構で学んだ法的な知識でもって丁寧に回収しているということです。三重地方税管理回収機構に支払った負担金と徴収実績だけで成果等をよく判断するのですが、そういう部分でも派遣した効果はあったと考えています、そういう答弁でございました。

次に、福祉保健課所管分について、災害援護資金貸付金について、完済された方はどういう努力をされているか、また、残りの43件に対する見通しについて、不納欠損の可能性もあるのですかという質疑に対して、納付誓約により返済額を月額5,000円等に減額して、地道に払っていただいた方が2件です。令和6年度中に支払っている方については、ほかに14人います。残りの方は請求先が分からない方や、長い間支払いが滞っている方もいらっしゃいます。不納欠損ということもあり得ますが、この貸付金は、水道料金と一緒に私債権となっておりますので、町で税金のように不納欠損として処理できないものとなっております。その点は、全庁的に考えないといけないと考えていますという答弁でございました。

未熟児養育医療負担金についての詳細を伺いますという質疑に対して、未熟児養育医療負担金は、令和6年度の実績は4名となっております。負担金については、全額いただいておりますということでした。

また、放課後児童クラブの利用者数について、海山、長島それぞれ何人ですか、また利用料減免事業がありますが、その内容をお尋ねしますという委員の質疑に対して、課長から、令和6年度の資料になりますが、令和6年4月1日現在で、合計が90人、そのうち海山が40人、長島が50人、減免については、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者は、夏休みだと7,000円、夏休み以外だと3,000円の減免となっております。通常は、基本料金が8,800

円なので5,800円、夏休みは1万4,300円となっているので7,300円となりますという答弁でございました。

次に、老人ホーム赤羽寮所管分について、質疑がありました。

現在の職員数は何名ですかとの質疑に対して、養護の職員数は正規職員が6名、会計年度任用職員が15名との答弁でした。

職員の数と入所者の数が同じぐらいということですかという質疑に対して、正職員は、事務職員が2名、看護職員が1名、介護職員が2名、生活相談員が1名の計6名です。次に、会計年度任用職員は、介護職員が7名、看護職員が1名、栄養士が1名、調理員が4名、用務員が2名の計15名ですとお答えがありました。

次に、し尿処理費の汚泥や、し渣の処分等に係る委託料の不用額331万2,523円についてありますが、処理方法の変更等があったのですかという問いに、汚泥等については、例年どおり処分量や処分方法に変更はありません。不用額は見込んだ額と実績との差ですということでございます。

次に、農林水産課所管分について説明を受けました。

委員から、森林環境税の徴収は令和6年度から始まったのですか、また、町民から出ていく環境税の金額は分かれますかとの質疑に対して、町民の方が負担する金額が幾らということとは把握しておりません。森林環境税は令和6年度から徴収させていただいていますという答弁でございました。

また、森林環境譲与税は、1,101万2,142円ということで積み立てていますが、今の基金積立ての合計はどれくらいになっていますかという質疑に対して、令和6年度末では、8,671万5,440円となっておりますという答弁でございました。

また、委員から、農村見守り支援員の方について、成果を上げていただいているということは聞いておりますが、具体的にはどんなことで成果が上がっておりますかという質疑がありました。令和6年度の支援員2名の実績として、イノシシ25頭、鹿68頭、猿13頭を捕っております。アナグマなど小動物については、67頭を捕っております。総計で173頭の有害鳥獣の捕獲駆除を2名で実施しておりますという答弁でございました。

決算書61ページ及び主要事業の成果23ページ、森林測量管理システム使用ライセンス料と森林GISプログラム機器購入について、運用と今後の展開についての質疑がありました。森林GISプログラムの機器購入には、令和6年度に58万3,000円を活用しています。ライセンス料については、GISの測量機器のライセンス使用料が毎年発生しており、それに係

るものとなっておりますという答弁でございました。

次に、商工観光課所管分について質疑に入りました。

今、休業している原因はどこにありますかと。今、休業している原因としては、これはいわゆる古里温泉のことだと思いますが、休業している原因としては、修繕している中で少し分かったことが、数年前に、源泉タンクの中に油のようなものが浮くということがあり、それを吸着させるために、繊維質のマットを設置しましたが、そのマットの一部が流出し、それが配管に付着し、付着した繊維質のものが浴槽内に流れ込んでいたことが原因と考えており、現在対応しているところで、そのようなことから、昨年度の源泉ピット改修工事とは関連性がないと思われますという答弁でございました。

きいながしま古里温泉は、毎年約1,000万円前後の赤字が出ていますが、これに対する執行部の対策、執行部というのは課長の回答ですね。抜本的な対策となると、温泉施設自体の魅力を改善するとなれば、大規模な施設の改修を行わないと現状では難しいと考えておりますという答弁でございました。

「けいちゅう」について、委託料229万円ですが、それに見合った必要な施設なのかという思いもあります。1,000万円以上の赤字ですが、この先どのようにしていくのか考えをお伺いしますとの質疑に対し、学生の方々に今後も利用していただき、利用者を増やし、できるだけ黒字に近づけるよう、現在、島勝浦地区活性化集落支援員も配置し、集客を図っていますので、そういった活動で利用者を増やしていければと考えておりますという答弁でございました。

委員から、利子補給のパーセンテージの詳細を教えてくださいとの質疑に対して、民間融資分は1.6%、政策金融公庫分1.21%との答弁でございました。

主要事業の成果27ページ、委託料の観光振興プラン策定準備業務委託676万5,000円はもう終わっている事業ですが、成果書類はありますかとの質疑に対して、今、観光関連の方々に集まっていただき、ワークショップ等を進めています。ワークショップ等で考えていただいた内容等を、観光振興プランの策定内容に盛り込んで、今年度中にプランを策定していく予定ですという答弁でございました。

観光費の中の浄化槽の管理運営について、管理しているトイレは熊野古道関係が主なものですかととの質疑に対して、公衆トイレに関しては、熊野古道沿線上にある公衆トイレと、ほかにも、引本港湾、船越海岸等の公衆トイレもあり、様々な観光関連のトイレということですとの答弁でございました。

次に、危機管理課所管分についての説明を受けました。

委員から、消防団員活動事業について、退職された14人分の退職報償金が701万6,000円で、そのほか新規入団員の活動服の購入とありますが、新規入団者の方は何名おられましたかとの質疑に対して、消防団の新規入団員は8名で、途中入団の方も6名ありました。そのほか、ラッパ隊があり、制服を新しくしたため、15名分を購入しましたという答弁でございました。

次に、学校教育課所管分について、部活動指導員が配置されている部活を教えてくださいという質疑に対して、潮南中学校の水泳部、文化総合部、紀北中学校のバドミントン部、卓球部、バスケットボール部ですとの答弁でございました。

決算書77ページ、78ページの奨学金について、主要事業の成果36ページと同じ848万4,000円ですが、財源内訳について、その他670万1,000円、一般財源178万3,000円です。決算額は439万9,000円で、一般財源が不用だと考えますが、その他の財源についての説明を求めますという委員からの問いに、奨学金のその他の財源については、貸付金ですので、貸付けのための金額でございませうという答弁でございました。

予算額848万4,000円に対して執行額がほぼ半分ですが、予算の金額の根拠について説明を求めますという委員からの質疑に対して、新規については12名で、詳細は、高校生が11名、大学生が1名です。説明させていただきました継続の方12名と合計して必要額を計上させていただいておりますという答弁でございました。

委員から、貸与型の奨学金が現在ありますが、給付型の奨学金についての議論や予定はありませんかという質疑に対して、これは給付型ですので、言ったら返済しなくてもいいわけですね。それは今検討しておりますという答弁でございました。

次に、生涯学習課所管分について、生涯学習課の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、水道課所管分について、水道課の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で一般会計歳入歳出に係る全ての課の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第2号 令和6年度紀北町国民保健康保健事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

保険料の軽減世帯の割合をお聞きしますという委員からの質疑に対して、2割軽減が256

世帯440人、5割軽減が367世帯580人、7割軽減が895世帯1,101人という答弁でございました。

特定健診の受診率と1人当たりの医療費をお聞きしますという質疑に、特定健診の受診率については、令和6年度の実績はまだ出ておりませんので、令和5年度の実績になりますが、45.7%でした。三重県の平均が46.1%でしたので、ほぼ同じくらいです。1人当たりの医療費ですが、令和6年度の実績はまだ出ておりませんが、令和5年度の実績は42万9,380円、三重県の平均が44万2,679円でした。三重県の平均より低い状況ですとの答弁でございました。

また、1人当たりの医療費は三重県で何位ですかという質疑に対して、令和5年度の実績しかないんですけども、という課長からの答弁で、令和5年度は9位です。平成30年度まで29位で最下位でしたが、徐々に良くなり、令和5年度は低いほうから数えて9位となっておりますとの答弁でございました。

以上で質疑を終わり、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第3号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

現年度の保険料の徴収率が98.53%で、不納欠損が90件とのことでした。年金から天引きされない方が未納者として多いのですか。不納欠損の90件については、どのような方が対象になっていますか。また、令和6年度は保険料に変更はありましたかという議員からの質疑に対して、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行したとき、すぐには保険料が年金から天引きされませんので未納として残ってしまうことがあります。令和6年度は不納欠損の処分を90件行いましたが、収入が少ないですとか、居場所が分からないなどにより滞納処分の執行停止をし、その状況が3年間継続すると不納欠損ということで、処分ということであります。具体的に言うと時効ですね。

保険料については、2年に1回の改正があり、令和6年度に改正され料率が上がりましたので、令和7年度は変更ありませんでした。これは平たく言えば、年金から引くのに、年金に移動して引くのに、いわゆる自主納付になっている。このことを言っているんです。

以上で質疑を終わり、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第4号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

の審査を行いました。

委員から、特別養護老人ホームの入所者は何名ですかとの質疑に対して、令和7年3月31日現在で、定員が50名、入所者は28名との答弁でありました。

以上で質疑を終わり、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第5号 令和6年度紀北町水道事業会計決算認定についての審査を行いました。

水道課から説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で質疑を終わり、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

以上で、決算特別委員会に付託されました案件の審査経過と結果の報告を終わらせていただきます。

#### 入江康仁議長

以上で、決算特別委員長長の報告を終わります。

これで、各委員長からの報告を終わります。

---

#### 入江康仁議長

ここで、昼食のため、午後1時まで暫時休憩といたします。

(午前 11時 53分)

---

#### 入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

#### 入江康仁議長

続きまして、各常任委員長及び決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第65号 紀北町長及び副町長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第66号 紀北町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第67号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第68号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第71号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第72号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第73号 紀北町道の路線変更についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第74号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第78号 令和7年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第63号 紀北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第64号 紀北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第69号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第74号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第75号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第76号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第77号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、認定第1号 令和6年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第2号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第3号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

次に、認定第4号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

次に、認定第5号 令和6年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

これで、決算特別委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

---

### 日程第3

**入江康仁議長**

それでは、これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第3 議案第63号 紀北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

まず、討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

11番 近澤チヅル議員。

## 11番 近澤チヅル議員

議案第63号 紀北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の賛成討論を行います。

委員長報告でも全員賛成と報告させていただきました。

この乳児等通園支援事業は、こども誰でも通園制度です。全ての子どもたちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付として創設されました。これはこども家庭庁のホームページにこう載っております。でも、疑問点もあります。本当に誰でも子どもや保育の安全が担保できるのか、私は子ども誰でも通園制度、制度そのものに抱える問題もあると思います。

今まで、2025年度までは事業の主体は、紀北町の場合は町ですね。2026年度からの本格的施行からは利用者と事業者の直接関係となり、町の責任が曖昧になると思います。利用者は国が提供する総合支援システムを使って施設の空き状況を調べ、情報を入力し、予約することになっていますが、それで子どもや保育の安全が担保されるのか、そして事前面談もできるとしていますが推奨されておられません。

また、2つ目に、子どもにとっての問題で、通常保育を受けている子どもたちの集団に短時間の子どもが不定期で入ってくることは、保育所で毎日過ごしている子どもを不安にさせる恐れもあり、保育の実験、2025年度までに実施している現場からは、保育所に未就園の乳幼児を受け入れることをあまりにも簡単に考えているのではないかという声も出ております。

3つ目に、受け入れる側の保育現場にとっても、低過ぎる条件設定での実施が求められている問題があります。短時間保育や初めての子どもを日々受け入れるには十分な体制と保育のスキル、経験が必要ですが、現状では本当に大丈夫なのかなという不安があり、また、現在行われている一時預かり事業とよく似ておりますし、整合性もよく分かりません。一時預かり事業の条件整備を進めていけばよいのではないかという意見も各保育所から出ております。

4つ目に、公的責任の問題もあります。直接契約になりますので、家庭で育つ3歳未満児への支援を求める声は、子どもだけでなく大人も含めた支援の仕組みが必要なことは確かですが、今の保育現場のままで十分な対応ができないのも事実です。

以上、賛成討論ですので、いろいろ言いましたが、これらのことに対して、国に対して制

度改善、条件整備の要望を上げていくことを町に求め、賛成討論とさせていただきます。

皆さんの賛同をお願いいたします。

**入江康仁議長**

ほかに原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第3 議案第63号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全員起立）

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第4

**入江康仁議長**

次に、日程第4 議案第64号 紀北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第64号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第5

**入江康仁議長**

次に、日程第5 議案第65号 紀北町長及び副町長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

11番 近澤チヅル議員。

**11番 近澤チヅル議員**

議案第65号 紀北町長及び副町長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。

物価高、そういうことで宿泊費を上げることは賛成です。これはここにもありますように昭和25年頃に大本ができています。でも、戦後、日本国憲法は3つの柱があったと思います。国民主権、そして基本的人権の確立、平和主義。その基本的人権の中心は自由と平等です。古い慣習だと思い心苦しく思いながら反対討論をさせていただいておりますが、次の号にあります一般の職員との宿泊費や食卓料に差があることはいかかなものかという思いがありまして、私の反対討論とさせていただきます。

町民の皆様、80代から30代の皆さん何人かにお話を伺いましたが、私と同じ思いの方ばかり

りでした。

以上をもって、私の反対討論とさせていただきます。

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

次に、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第65号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（ 多 数 起 立 ）

**入江康仁議長**

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第6

**入江康仁議長**

次に、日程第6 議案第66号 紀北町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第6 議案第66号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第7

**入江康仁議長**

次に、日程第7 議案第67号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第7 議案第67号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第8

**入江康仁議長**

次に、日程第8 議案第68号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第8 議案第68号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第 9

### 入江康仁議長

次に、日程第 9 議案第69号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 9 議案第69号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（ 全 員 起 立 ）

### 入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第10

### 入江康仁議長

次に、日程第10 議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第10 議案第70号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（ 全 員 起 立 ）

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第11

**入江康仁議長**

次に、日程第11 議案第71号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第11 議案第71号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第12

**入江康仁議長**

次に、日程第12 議案第72号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

お諮りいたします。

日程第12 議案第72号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を

願います。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

---

### 日程第13

**入江康仁議長**

次に、日程第13 議案第73号 紀北町道の路線変更についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第13 議案第73号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第14

### 入江康仁議長

次に、日程第14 議案第74号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

6番 原隆伸議員。

### 6番 原隆伸議員

議案第74号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第4号）について、6款・商工費、1項・商工費、3目・観光費、観光費補正額の10節需用費なんですけれども、この需用費は高熱水費の流用であります。通常はこういう流用をした場合は、早急に直してその後修繕費として上げてでも何ら問題ないことが多いんですが、今回はいまだに運転状態に入っていない、原因が分からないままとなっています。このような関係の流用ということは到底考えられないことだと思います。もっと早く議会のほうにこの実態を報告するべきだと思います。その点で賛成しかねないところもありますけれども、この常任委員会での審査の間には開示された情報も限られて、今まで修繕してまた改善されたところもごございますので、これを無にすることもどうかということで常任委員会では賛成いたしました。

その後、一般質問で詳細を精査して追求していくということでいろいろと調べました。その結果、油の吸着剤が破損し、破片により機器の損傷に至ったとのことでした。この中で源泉タンクの油の流入ということなんですけれども、源泉タンクに油が流入するということは到底考えられないことである。そして、それが原因で今回のような事態を招いたということなんですけれども、油が入らないところに油の吸着マットみたいなものを設置したということと自体がまず第一に問題でございます。

そして、それを解決した時点でそれを撤去しなかったということも問題です。

そして、今まで毎年、源泉タンクは法令上清掃することになっていますので、その清掃を

しているにも関わらずこの問題を把握できていなかった、それを放置したがために現在のよ  
うな状況に至ったということでございます。

このメンテナンス会社については、鑿泉業者とメンテナンス会社は一体となっているよう  
な感じで今まで進んできました。そのためにもこの古里温泉の再開のために、3月の議会の  
当初予算で議案第33号、6款・商工費、1項・商工費、3目・観光費ということで温泉施設  
管理運営事業として6,471万4,000円計上されております。この中で、修繕費として計上され  
たのが83万1,000円でございます。

修繕費が足らなかったのかどうか、その辺も分かりませんが、この鑿泉業者とメン  
テナンス会社は一体として進んできたということから考えても、この現状を解決するのに鑿  
泉業者とメンテナンス会社の責任は免れ得ないと感じます。

だから、私としてはこの当初予算内に収めるようにすべきだと、業者の協力を得てですね、  
そのように考えます。そういうところで収めると反対討論になってしまいますので、そのこ  
とを十二分に理解して、一刻も早く再開して、利用者や回数券利用者の心配を払拭してい  
ただきたい、以上、私の賛成討論といたします。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

#### 入江康仁議長

ほかに原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第14 議案第74号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を  
願います。

( 全 員 起 立 )

#### 入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

## 日程第15

### 入江康仁議長

次に、日程第15 議案第75号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第15 議案第75号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（ 全 員 起 立 ）

### 入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第16

### 入江康仁議長

次に、日程第16 議案第76号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第16 議案第76号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 全 員 起 立 ）

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第17**

**入江康仁議長**

次に、日程第17 議案第77号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第17 議案第77号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第18**

**入江康仁議長**

次に、日程第18 議案第78号 令和7年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第18 議案第78号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 全 員 起 立 )

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第19

入江康仁議長

次に、日程第19 認定第1号 令和6年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第19 認定第1号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 全 員 起 立 )

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

## 日程第20

### 入江康仁議長

次に、日程第20 認定第2号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第20 認定第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全 員 起 立）

### 入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

## 日程第21

### 入江康仁議長

次に、日程第21 認定第3号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第21 認定第3号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 多 数 起 立 )

**入江康仁議長**

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

## 日程第22

**入江康仁議長**

次に、日程第22 認定第4号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第22 認定第4号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

**日程第23**

**入江康仁議長**

次に、日程第23 認定第5号 令和6年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第23 認定第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 全 員 起 立 )

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

入江康仁議長

ここで、追加議事日程等の配付のため、この場で暫時休憩いたします。

(午後 1 時 41分)

---

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 42分)

---

#### 日程の追加

入江康仁議長

議会改革調査検討特別委員会から発議 1 件と町長から議案 1 件が提出されておりますので、これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、発議 1 件と議案 1 件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

## 追加日程第 1

### 入江康仁議長

まず、追加日程第 1 発議第11号 紀北町議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、提案者から提案説明を求めます。

樋口泰生議会改革調査検討特別委員長。

### 樋口泰生議会改革調査検討特別委員長

ただいまご案内いただきましたように、議員定数条例の改正案をご説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。

発議第11号

令和 7 年12月19日

紀北町議会議長 入江 康仁 様

提案者 議会改革調査検討特別委員会委員長 樋口 泰生

紀北町議会議員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第 6 項及び紀北町議会会議規則第14条第 3 項の規定により提出します。

提案理由

人口の減少等、本町を取り巻く社会情勢を鑑み、議員定数を 2 人削減し、12人とする。また、減員することにより、議会内における議論の充実化と合意形成のスピード化が期待できること等から、議会の活性化を図ることを目的として、本条例を改正するためでございます。

2 ページをご覧ください。

紀北町議会議員定数条例の一部を改正する条例でございます。

紀北町議会議員定数条例（平成21年紀北町条例第17号）の一部を次のように改正する。

本則中「14人」を「12人」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の紀北町議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものであります。

なお、一般選挙とは、議会議員の全員を選ぶ選挙のことであり、任期満了以外に議会の解散等も含みます。

次のページにつきましては、新旧対照表となっております。

説明は以上であります。

どうぞご審議よろしく申し上げます。

#### 入江康仁議長

以上で、提案説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

#### 11番 近澤チヅル議員

紀北町議会議員定数条例の一部を改正する条例、議員発議ですが、特別委員会の中でも私は減らすべきではないという意見を言い続けてまいりました。そして、住民アンケートをとったらという提案もさせていただきましたが、それも示されませんでした。何よりも16人から現在の14人になったのは、この1期、まだ3年しかたっておりません。そして、4年後、1期でまた新たに12人にするということは、町民の皆さんの思いや意見を町政に届ける声が弱くなってしまう、そのことは何よりもこの紀北町にとってはマイナスであると思います。

私の兄弟が長野県の小谷村というところに住んでおりますが、家に11月に行きましたら、ちょうど議員定数・報酬に関する村民アンケートの総会回答数というこういう表を議会が出しておりました。おたり議会だよりですね。議会が出しておりました。

そこでも、今後は定数を減らすべきという意見は60%近くになっているという報告もありましたけれども、本当にいろいろな、多様な意見を議会として集め、この結果だけでも、まだ特別委員会で「引き続き定数や報酬の見直しの必要性について今後も議論していきます」とあります。早急にこう決めてしまうことに不安があります。村民がここのアンケートの中でも「これが小谷の村議です！！」と紹介できる方が担ってほしい。現状は……」という声もありますし、減らせという声もたくさんありますが、多様な意見を集めることができなかったのが何よりも残念です。

以上をもちまして、私の反対討論とさせていただきます。

町民の皆さんの声を届けることが小さくなってしまう、それが一番心配です。

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

次に、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第1 発議第11号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 多 数 起 立 ）

**入江康仁議長**

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 追加日程第2

**入江康仁議長**

次に、追加日程第2 議案第79号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件の審議に当たっては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

異議なしと認めます。

したがって、追加議案の審議に当たっては、委員会への付託を省略し、本会議において審議することに決定いたしました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

それでは、本日追加上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第79号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第5号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,863万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ125億7,312万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、1件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。

何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

#### 入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

#### 上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第79号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和7年度紀北町一般会計補正予算（第5号）

令和7年度紀北町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,863万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億7,312万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月19日提出

紀北町長 尾上 壽一

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書で説明させていただきます。

歳入予算から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第2目・民生費補助金2,863万5,000円を増額

は、物価高対応子育て応援手当支給事業に係る国庫補助金で、事業費と同額補助されるものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第3款・民生費、第3項・児童福祉費、第3目・児童措置費は2,863万5,000円を増額するものでありますが、物価高対応子育て応援手当支給事業は、11月に閣議決定されたもので、物価高騰の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、子どもたちの健やかな成長を応援するため、児童手当受給世帯に対し、子ども1人当たり2万円を給付するものでございます。

本町におきましては、子ども1,330人に対する給付金を予定しており、それと併せまして、事業執行のための電算委託料や職員手当等を計上させていただいています。

8ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、1の特別職につきましては、変更はございません。

9ページをご覧ください。

2、一般職の総括表になりますが、内訳につきましては職員分から説明させていただきますので、10ページをご覧ください。

職員手当17万円の増額により、補正後の総額としましては13億5,663万円となります。

次に、会計年度任用職員分でございますが、11ページになりますが、変更はございません。

戻りますが、9ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は17万円を増額し、20億8,431万5,000円となります。

12ページをご覧ください。

増減額の明細であります。職員手当17万円の増額は、物価高対応子育て応援手当支給事業による増額でございます。

以上で、議案第79号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

## 入江康仁議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

**11番 近澤チヅル議員**

今説明をいただきまして、緊急に提案していただいたことを評価したいと思います。子育て世代の方は本当に大変です。今日、もし成立した場合、実際に子育て中の皆さんのお手元にはどういう方法で、いつごろ届く予定なのか、年内には無理だとは思いますが、お伺いいたします。

直江福祉保健課長。

**直江和哉福祉保健課長**

近澤議員の質疑にお答えします。

まず、町の児童手当を受給している方については、申請の必要のないプッシュ型で支払うことになるんですけれども、受給者が給付金の受給の意思表示を確認する期間が2週間ほどとる必要があることから、1月中旬に案内通知のほうを発送できても2月頃の振込になると思います。あと、公務員の方については、各所属長において、児童手当受給者に対して令和7年9月分の児童手当受給者であることを証明した申請書を受給者に交付して、9月30日の住所地の役所に申請するように伝えてもらうという格好になりますので、そちらのほうは申請が出てきてから振込ということになります。

以上です。

**入江康仁議長**

近澤チヅル議員。

**11番 近澤チヅル議員**

説明でよく分かりましたが、自動的に銀行に振り込まれると言いながら、いろいろな確認作業がありまして2月頃になってしまうということですが、急いでいただいて、国がそういう方針を出しているのです。そういう手続をしなくてはいけないのだとは思いますが、今物価高で、お米も高くて、育ち盛りの3人の子持ちの家庭は一日にお米を1升炊くと言っていました。1kgで7合なんですね。そういう家庭の皆さんは、本当に子育て中の皆さんが一番大変だと思いますので、一刻も早く、全速力で手元に届くように皆さんの作業を早く進めるべきだと思います。質疑ですけれども、2月よりも少しでも早くということですので、一般よりもスピードアップをぜひすべきだと思いますが、見解を伺います。

直江福祉保健課長。

**直江和哉福祉保健課長**

先ほど申しましたのはあくまで目安でございますので、できる限り早くはさせていただきたいと思っております。

**入江康仁議長**

ほかに質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第2 議案第79号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

**入江康仁議長**

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

皆さん、12月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月9日に開会されました本定例会につきまして、議員の皆様には、本日まで終始ご熱心なご審議をいただきまして、上程いたしました全議案につきまして、原案のとおりご可決を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして賜りましたご意見、ご提案を踏まえ、令和8年度当初予算の編成を進め、より一層効果的な施策を講ずるべく力を注ぎ、行政課題に丁寧に対応してまいる所存でございます。

さて、今年は例年より早くインフルエンザが猛威を振るっております。どうぞお気を付けてください。

また、年末年始は気温が平年より高くなるとの予報でございます。町民の皆様並びに議員の皆様におかれましては、寒暖差による体調管理にご留意をお願い申し上げます。

最後になりますが、今年も残すところ僅かとなりました。議員の皆様的一年のご尽力に、心から感謝を申し上げますとともに、町民の皆様並びに議員の皆様におかれましても、輝かしい新年をお迎えくださいますよう、ご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

#### 入江康仁議長

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

令和7年12月議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、12月9日から本日まで、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、無事閉会することができました。心からお礼を申し上げます。

本定例会中の議案審議や一般質問の際に議員からありました意見や提言等については、十分吟味をしていただき、今後の行政運営の参考にしていただきますようお願い申し上げます。

また、町民の皆様におかれましては、今年1年間、議会に対するご理解とご協力に対し心より感謝を申し上げます。

これから寒さも厳しくなります。コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行も気になるところでございますので、健康には十分ご留意いただき、よき新年をお迎えいただけることを祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

---

**入江康仁議長**

これもちまして、令和7年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

長い間、皆さん、どうもご苦労さまでございました。

(午後 2時 05分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 8 年 3 月 13 日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 西村友一